個人共済(ワンコイン共済・医療共済・生命共済・交通災害共済) 給付請求の手続きについて

〇給付の対象となること(共済事由)が発生したら

「給付請求書」に必要事項を記入し、必要な「添付書類」(下表)と一緒に共済会本部まで送ってください。またその際、本人(給付を請求する人)控えとして、「給付請求書」と「添付書類」のコピーをとり、お手もとに大切に保管してください。

- ・給付請求できるのは「給付事由発生日から3年間」です。
- 給付金の支払いは、書類が共済会本部に到着した月の翌月15日頃、指定された口座への 振込になります。必要書類に不備があったり、年末年始等は翌々月の支払いになる場合が あります。

≪給付請求書に添付すべき書類≫

給付項目	種類	添付書類 1 (いずれか一つ)	添付書類 2
医療共済 および ワンコイン	休業	①医師の発行する診断書または病名や治療経過、休業期間のわかる何らかの書類の写し ②傷病手当金請求書の写し ③他の保険等に提出した診断書等の写し	施設長の発行す る休業証明
共済の 医療給付	入院	①医師の発行する診断書または病名や治療経過、入院期間のわかる何らかの書類の写し ②傷病手当金請求書の写し ③他の保険等に提出した診断書等の写し	
生命共済 および ワンコイン 共済の 生命共済	普通死亡	①医師の発行する死亡診断書の写し ②埋葬許可証の写し ③抹消された戸籍妙本の写し	共済金を受け取 る方の印鑑証明
	不慮の事故 死亡	①医師の発行する死亡診断書の写し ②埋葬許可証の写し ③抹消された戸籍妙本の写し ④不慮の事故を証明する書類の写 し	が必要となる場合があります。
	重度障害 1.2級、3級 (2.3.4)※	①医師の発行する重度障害を証明する後遺障害診断書の写し	
	障害3級 (2.3.4)を除 く)~14級	①医師の発行する障害を証明する後遺障害診断書の写)	
交通災害 共済(含・ ワンコイン)	死亡	①医師の発行する死亡診断書の写し ②埋葬許可証の写し ③抹消された戸籍妙本の写し	自動車安全運転 センターまたは第
	障害	①医師の発行する障害の程度を証明する医師の治療証明書 ②交通事故証明書等不慮の事故を証明する証明する書類の写し	三者の発行する 交通事故被災証 明書または事故 発生状況報告書
	療養	医療共済と同じ	
健康給付	添付書類は必要ありません。ただし本部共済会の提示している共済加入日が異なる方は、共済会加入歴(職歴)を記載し、添付してください。		

※ 添付書類が入手できない場合は、本部共済会までご相談ください。

チェック

- □「給付請求書」に記入・押印もれはありませんか?
- □ 必要な添付書類はついていますか? (添付書類1、添付書類2共に必要です。)
- □ 記入後の「給付請求書」の控え用にコピーはとりましたか?(給付の支払いが確認できるまで保存してください)